

## 2018-07出題

以下の4問全てに答えてください。短くまとまった解答で十分です。

### 第1問（配点割合：全体の2割）

宣伝広告費が、公取委の不当廉売ガイドラインにいう「可變的性質を持つ費用」に該当する例を1つ考えてください。そして、そのようなものがなぜ「可變的性質を持つ費用」に該当すると考えるべきであるのかを、法令の条文との関係を含め、説明してください。私的独占に言及する必要はありません。

### 第2問（配点割合：全体の2割）

別紙はブラウン管最高裁判決の一部です。「この判決は、供給側と需要側親会社（我が国テレビ製造販売業者）との交渉が日本で行われたことを重視したものである」という論評があると仮定した場合、この論評の当否を論じてください。

### 第3問（配点割合：全体の3割）

A社とB社による下記計画について、独禁法の観点から検討してください。独禁法違反でないことを確実にするために情報遮断措置が必要であれば、その法的理由と、とるべき具体的な措置を説明してください。

A社とB社は、商品甲の製造販売において競争関係にある。A社とB社は、商品甲の顧客への配送を共通化することによってコスト削減をするという計画を立てた。商品甲についてA社の市場シェアは約30%でありB社の市場シェアは約40%である。他の競争者の供給余力は十分であり、今後の輸入増加も期待できる。顧客への配送コストが商品甲の対顧客販売価格に占める比率は約5%である。顧客への配送は、A社とB社のそれぞれの顧客配送部門が共同して行う（独禁法10条、13条～17条の対象となる企業結合の形態をとらない）。

### 第4問（配点割合：全体の3割）

「携帯3社、2年縛り是正」と題された別紙の新聞記事（略：日本経済新聞2018年7月15日の記事）に書かれた事実関係が正しいと仮定し、さらに、ドコモ・ソフトバンク・KDDIの3社（答案において「3社」としてよい。）が足並みを揃えて「是正」を行うことについて意思の連絡をしていたと仮定した場合、そのような意思の連絡を行う行為を独禁法の観点から検討してください。